

第2次北海道男女平等参画基本計画平成22年度重点事項に係る事前意見及び発言内容

目標 I 男女平等参画の実現に向けた意識の変革

基本方向 1 男女平等参画の啓発の推進	
重点項目 目録 ①	<p>施策の方向 (1) 広報・啓発活動の充実</p> <p>事前提出時意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女平等参画社会実現に関する道民の意識等現状を実態調査により把握し、その意識や、どこに課題があつて、今後特に取り組むべき部分は何かをまずは明らかにする必要があります。そしてその結果に基づいて、効果的に男女平等参画社会の実現に向けたあり方等に関わる情報を広く提供するべく「広報・啓発活動の充実」を重点的に行っていく必要があると思います。(柿田委員) ●最も基本的かつ必須の施策であり、継続して取り組むべき事項だと考えます。(名取委員)

第 2 次北海道男女平等参画基本計画平成22年度重点事項に係る事前意見及び発言内容

基本方向 2 男女平等の視点に立った教育の推進		
重点項目案②	<p>施策の方向 (2) 学校における男女平等教育の推進</p> <p>事前提出時意見</p> <p>●性別にとられない教育は非常に大切と思っている。家庭生活の中で子供達に与える影響は大きく大人になっても引きずる場合が多い。 思春期になると男性として女性としての生き方に違和感をもち、悩みながら成長して行く中学生が必ず何人かいる。少数派のその子達に対する、友人達のいじめ、仲間はずれ、無視などをくり返す。親は男らしく、女らしく育てようとする中で、その子供達は苦しみ自殺まで考えたりする。 そう言う人達も自分らしく生きるために自ら選択できる教育の場であってほしいと願う。 人々が様々な生き方を選ぶ権利がある事を家庭や教育現場で伝えるために努力をしなければならぬと思っている。※「目標 I - 基本方向 3 - 施策の方向 (1) 性の尊重についての認識の浸透」にも関連 (大野委員)</p> <p>●男女平等の意識は高くなってきていると思いますが、家庭や、職場、慣習等でも男性の方が優遇されていると答える人が多く、学校教育の場における平等感は 50% を超えておりますが、全国のデータと比較してもまだ低い状況です。 小学校・中学校・高校での人格形成に大きく影響を及ぼす時期に、段階的な教育を行い、性別にとられずに、一人ひとりが個性や能力を発揮できるような教育を行うことが必要と考えます。 また、高校生については、DV の予防にも繋がる教育も必要と考えます。(長内委員)</p> <p>●(進路指導) 男女差に囚われない進路意識を尊重し、適正に基づいた進学先・職業選択の機会を与える教育を推進する。 (生活指導) 青年前期から顕著に出現する個性間での個性観の対立・行動が現れ、やがて友達間・交際中のトラブル・暴力(デートDV) から、DV に発展する機会の根絶に向け、対等関係の相談・支援の教育が望まれる。(川崎委員)</p> <p>●ニート、フリーターの増加が取りざたされて久しいが、生徒の進路をめぐる環境の大きな変化と共に、若者の就業に対する意識の変化が大きな要因と考えられる。現在、小中高のキャリア教育等を通し、関心・意欲、目的意識、責任感など職業人としての基礎的資質・能力の向上が図られているが、精神的・社会的自立の遅れや進学も就職もしないというモラトリアム傾向や、それを容認してしまう保護者の意識が課題を大きくしている。 今ここで、各種別の学校での進路指導(キャリア教育等)の中で、男女平等教育の理念を一層浸透させることにより、児童生徒はもちろん、保護者の意識の変容を図るため、重点として選定したい。(清水委員)</p> <p>●女性差別撤廃条約採択から 30 年、男女共同参画社会基本法から 10 年を経てなお、女性の参画が国際的に見て低水準であることから、いっそう性差別・性別役割分業を撤廃した男女平等教育を推進させることが重要と考える。(松田委員)</p> <p>●学校教育における男女平等教育の推進は、女性への暴力根絶をめざすうえで重要である。 若年層にも多く発生している「デートDV」問題の解決や、DV 被害者、加害者を作らないための若年層への予防、啓発の施策は早急に取り組まれるべきである。 北海道における独自の実態調査、「デートDV」リーフレットの作成・配布、教育現場での職員への研修、子どもの年齢・発達段階に応じた「出前講座」の開催など具体策の実施が望まれる。(村田委員)</p>	
	第 2 回審議会意見	<p>◇男女平等教育推進の項目の中で、デートDV を特化した形で若年層向けへの予防啓発の取り組みを進めていただきたい。若い層にデートDV の問題が数多く起きている現実もあり、学校現場で力を入れて進めていかなければならない部分であるため、重点事項とするべき。(村田委員)</p> <p>◇普通のDV は少しずつ認知されてきているが、デートDV というのは短大・大学生間でも多く起きており、まだ認識されていないので、学校における男女平等教育の推進を残してほしい。(渡邊委員)</p> <p>◇一人の人間としていろいろな生き方を選べるのだという教育の現場があってもいいと思う。テレビなどを見ていると差別されているところをいっぱい見る。そういった社会をなくすため、性の尊厳というものを大切に、教育の現場で子どもたちに伝えてくれると助かるのではないかと思う。(大野委員) I-3-(1) と重複</p>

第2次北海道男女平等参画基本計画平成22年度重点事項に係る事前意見及び発言内容

重点事項案③	施策の方向	(3) 社会における男女平等教育の推進
	事前提出時意見	●学校とともに家庭における男女平等教育の推進が重要なのですが、まだまだ性別にとらわれている現実があります。男女の協力がこれからより重要だと思います。 労働人口の減少が社会問題となってくることから、女性の社会進出は時代の要請でもありますので、選定させていただきました。 また、今後日本が安定的成長をたどるためにも、この施策を推進することが肝要と思われる。 生涯学習、地域学習でじっくりかつ確実な推進を期待したい。(白井委員)
	第2回審議会意見	◇目標Ⅰ－基本方向2－施策の方向(2)に組み入れても良い(白井委員) ◇現在の女性は、まだ結婚・出産で辞めざるを得ない環境が社会にはある。社会の中において刷り込まれた意識や慣習を改め、男女平等の意義を学ぶことが必要。家庭も含め、男女平等教育は学校と社会の両輪で行うことが重要であるので、是非重点項目に入れるべき。(松田委員) ◇教育として掲げるのであれば、それは学校で良い。むしろ、社会における男女平等を推進させるのであれば、広報・啓発活動で良いと思う。リーフレットの作成、様々な研修など継続した広報活動が大事であり、特定の人に対する勉強会・講習会を開いたり、研修費の補助をするよりも実効性がある。教育の面は、学校に特化し、広報を充実させる方が実態に合っている。(須田委員)
		◇この項目に関し、教育は学校に特化しておき、社会における男女平等教育の推進ということであれば、就労の場における男女平等の確保や地域社会における男女平等の確保という目標のⅡに重なっているので、デートDV、特に若年層に対する教育をはっきり見せようということであれば、ここは学校における男女平等教育の推進だけを残し、他の部分を目標Ⅱにしてはどうか。(梶井会長)

基本方向3 性の尊重など女性の人権についての認識の浸透

重点事項案④	施策の方向	(1) 性の尊重についての認識の浸透
	事前提出時意見	●「目標1－基本方向2－施策の方向(2)学校における男女平等教育」の推進にも関連(大野委員) ●近年、思春期における性行動の活発化は、多くの悲劇をもたらし、関する犯罪も増加の一途をたどっている。 10代の人工妊娠中絶率や性感染症罹患率が全国の2～3倍(札幌市)という傾向は今も変わらず、不純異性交遊に始まり、児童買春や青少年保護育成条例違反などの性的被害にあった少年や、時には周旋に関わる少年も増え続けている。 その多くは携帯電話やパソコンを通じてのインターネットを媒介に生じており、フィルタリング機能の設定など、どうしても物理的な対応に目が向けられがちであるが、この10代がやがて親になることを見据えた、長期的展望にたった教育(認識の浸透)が必要であることから選定したい。(清水委員)
	第2回審議会意見	◇目標Ⅰ－基本方向2－施策の方向(2)に記述(大野委員)

施策の方向	(2) 女性への暴力等の根絶についての認識の浸透
事前提出時意見	●「デートDV」という用語が普及していることから窺われるように、DVの発生が若年化する傾向にある。若年層に人権意識を浸透させ、男女がお互いの尊厳を認めた関係性を構築していくための土台作りが早急に必要と考える。(梶井会長)
第2回審議会意見	◇目標Ⅰ－基本方向3－施策の方向(1)に組入(梶井会長)

第2次北海道男女平等参画基本計画平成22年度重点事項に係る事前意見及び発言内容

目標Ⅱ 家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進

基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	
重点事項案⑤	<p>施策の方向 (1) 審議会等への女性の登用の促進</p> <p>事前提出時意見 ●先の農業分野における男女平等参画の促進を図る上でも、包括的にあらゆる分野での政策・方針決定過程に多くの女性の参画を促すことが必要です。 たとえば、名寄市の農業委員会は女性枠を設けています。それは、市のあらゆる分野での共同参画への取り組みがなされたうえで、“きづき”にもとづくものではないかとおもわれます。女性農業委員を誕生させることだけをスポイルするのではなく、全体の「共同参画へのアプローチ」があることが必要。(植田委員)</p> <p>●道の審議会等への女性委員の登用率は31.9%(平成20年)となっており、近年増加傾向にありますが、全国平均は32.4%(平成20年)と若干ながらもその割合は北海道の方が低いです。審議会等において、男性も女性も対等な立場から、また色々な視点をもった人達が行政施策等に関する意見等を発言する場に参加することは必要なので、今後も審議会等への女性の登用の促進を十分にはかる必要があると思われます。 また、審議会等の分野によっては、女性委員の全体に占める割合が比較的小さいところもあるので、委員の男女比の偏りもなるべくなくなるよう努める必要があると思われます。(柿田委員)</p>
	<p>基本方向2 男女の職場生活と家庭生活の両立の支援</p> <p>施策の方向 (2) 仕事と生活の調和に関する意識啓発</p> <p>事前提出時意見 ●特に中小企業に対する啓発が必要だと思ひます。 中小零細企業では産休・育休が取れない、育児中の女性を採用しない、親の介護に理解がない等の問題があるように思ひますので、その是正を図る必要を感じます。(須田委員)</p> <p>●子育てしながら、勉強しながら、親を介護しながら、ボランティア活動や趣味に費やす時間を確保しながら仕事をしたい。 人々の願望は実に多様化してますね。しかし、現実はどうでしょうー男性は「仕事」優先。家事・育児・地域活動など仕事以外の活動に思ひように関わることができない。女性は家庭生活の多くを受け持ち責任が重く、育児期には働きたくても働けない状況です。 人は全て、自分の希望するバランスで様々に活動し、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環を生む社会の実現が必要だと思ひます。多様な働き方行き方が選べる社会を目指す取り組みにより、男女共に働きやすい職場環境や男性の家庭生活への参画などが実現し、男女共同参画社会へと繋がります。企業や組織にとっても、将来の成長発展に繋がる重要なポイントになるでしょう。(渡辺委員)</p> <p>第2回審議会意見 ◇現実に子育てや介護といった負担を家庭の中で強いられてしまっている女性が働けるようになるということが、今の不況の中では重点項目として良いと思ひ。そこで、一般的に意識を高めるというよりは、むしろ中小企業に対して、女性を雇ってほしいということをも主張していかねばいけないと思ひ選定した。(須田委員)</p>
重点事項案⑥	

第 2 次北海道男女平等参画基本計画平成22年度重点事項に係る事前意見及び発言内容

重点事項案⑦	施策の方向	(3) 育児、介護の支援体制の充実
	事前提出時意見	<p>●「すべての児童は幸せをはかる為に児童憲章は定められている。すべての子どもは心身共に健やかに生まれ、育てられる、その生活を保障する。また、すべての子どもは家庭で正しく、愛情と技術をもって育てられ家庭に恵まれない子どもには変わる環境が与えられる」と記されている。</p> <p>しかし、今日の社会変化は、子どもたちを取り巻く家庭・地域社会環境・親の養育低下は大きく社会問題化してきている。</p> <p>子育てをしている親・ひとり親家庭は、日々生活に不安をかかえている。</p> <p>就労安定・保育園増員・子育て支援事業など、推進してほしい。(宇多委員)</p> <p>●社会的地位ではやはり男性が優遇されていると感じている。</p> <p>家庭生活においても若い世代では家事、育児への協力が定着しつつあるように思うが、中・高年の家庭では女性の負担が大きい。妻が家事をするのが当然との考えが定着している。</p> <p>育児、介護の休業制度の普及とともに、それを利用する人も増えて来ている。しかし不況の今は職場の空気や経営者などの無理解のため、復帰した時に再び元の仕事に戻れない場合も多く、男性の利用は少なくなっていると聞いている。</p> <p>それぞれの男女が制度を活用しやすいようにするためにも、国や道などが企業などに働きかけ理解してもらえるようPRしなければならないのではないかと考える。(大野委員)</p> <p>●女性の労働力人口比率において、25歳から39歳の数値が、全国平均から、5～7ポイントも低いものになっていたり、45歳から59歳の数値が、同じく、3～5ポイント以上も低くなっている。これらはまさに、育児時期と介護時期に重なっており、これらの世代に対する支援体制が急務であると思われる。</p> <p>特に計画に関する達成目標のうち、平成21年度中の達成目標から乖離している延長保育・休日保育の実施数の改善や待機児童数ゼロに向けた取り組みが重要だと思われる。</p> <p>また介護世代に対する、具体的な支援策の在り方を検討する事も、高齢化社会が到来している現在、避けて通れない重要課題だと考えている。(佐藤副会長)</p> <p>●特に母子家庭等就業・自立センター事業(就労支援)が大切だと思います。</p> <p>出産・育児をしても社会に出て働けるということこそ、男女平等参画社会の基本だと思います。(須田委員)</p> <p>●具体的支援に向けた各種施策の中では最も対象が広範囲に及び、必要度が高い事項と考えます。(名取委員)</p>
第2回審議会意見	◇中小企業の立場として必要と考え、選定した。(佐藤副会長)	

第2次北海道男女平等参画基本計画平成22年度重点事項に係る事前意見及び発言内容

基本方向3 就労等の場における男女平等の確保	
重点事項⑧	<p>施策の方向 (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保</p> <p>事前提出時意見 ●現状、就職活動の面で女性はかなりハンディを背負っています。面接してみると女性のほうがこの逆境の中力強く、たくましく、また、能力面でも男性より高いと思われます。こうした女性を将来の管理職候補として性別に区別なく、平等に機会を与えるのが会社の使命であり、今後の社運ひいては社会の成熟度合いに結びつくものだと思います。(白井委員)</p> <p>●雇用労働者の賃金水準の男女比較では、男性を100とした場合、女性は66.9と依然として格差が大きい。また、正規・非正規賃金格差も大きい。 女性の働き方においては、M字型曲線に示されているとおり、出産・育児で退職せざるを得ない労働環境にある。さらに、人権でもある「働く権利」を侵害するセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントも増加の傾向にある等々のことから、就労等の場における男女平等の確保の施策が強力に求められている。(松田委員)</p> <p>●セクシュアル・ハラスメント防止対策について、被害にあった女性たちは、退職に追い込まれ、心身の不調に苦しむという深刻なケースが、ウィメンズ・ユニオンに多数持ち込まれている。 このたびの施策の中に、中小企業労働相談、大学での対策要員の配置、市町村での指針作成、相談窓口設置、研修等の記載があるが、実際の問題解決に繋がっているとは思われない。 職場における性犯罪、人権侵害問題との認識は薄いと思われ、この問題についても道の実態調査の実施と共に、現実の問題解決が図られる女性労働相談センターの設置が必要である。(村田委員)</p>
	<p>第2回審議会意見 ◇女性の就労の場面での嫌がらせ、不当解雇、待遇が悪化するという相談が大変多いが、深刻なのがセクシュアルハラスメント被害である。道自体でこの問題に具体的な解決が図れるような、女性の労働相談に関わるセンター的なものの設置ということを検討してもらいたい。(村田委員)</p> <p>◇目標Ⅲ－基本方向4－施策の方向(2)相談支援機能の充実という項目が、職場のセクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、デートDVなどのすべての被害者に関して網羅するような相談支援機能になるのではないかと思い選定した。そういった意味も含め、さらに具体化するように重点的に力が入れば良いと思う。(梶井会長)Ⅲ－4－(2)に重複</p>
重点事項⑨	<p>施策の方向 (3) 再就業への支援</p> <p>事前提出時意見</p>
	<p>第2回審議会意見 ◇やはり、女性の就労の問題だと思う。小さい子どもがいるだけで面接を受けさせてもらえないなど、子育て中の母親が就労することは特に難しい。 現実に子育てや介護といった負担を家庭の中で強いられてしまっている女性が働けるようになるということが、今の不況の中では重点項目として良いと思う。(須田委員)Ⅱ－2－(2)に重複</p> <p>◇須田委員の意見であれば、再就業への支援とか職業能力開発の充実とか、そういうところになるのではないかと思うが。(梶井会長)</p> <p>◇この再就業の意味がどこを指すのか確認し、それがポイントを押さえたものであれば、該当すると思う。(植田委員)</p>
重点事項⑩	<p>施策の方向 (5) パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備</p> <p>事前提出時意見 ●社会経済状況の悪化により、パートタイム労働者や派遣労働者等の労働条件は厳しさを増している。その影響をもちに受ける形で、母子家庭の経済的困難は社会問題化するほどである。離婚率の高い北海道の現状を踏まえ、パートタイム労働者等の労働条件の整備について重点的な施策を考えてほしい。(梶井会長)</p>
	<p>第2回審議会意見 ◇今の時期を考えるなら、パートタイムの労働者と派遣労働者の待遇、とにかく母子家庭が大変貧困に陥っているという状況もあり選定した。(梶井会長)</p>

第2次北海道男女平等参画基本計画平成22年度重点事項に係る事前意見及び発言内容

基本方向 4 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進	
重点事項案⑪	<p>施策の方向 (1) 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進</p> <p>事前提出時意見 ●(目標値達成率からみる) 農業における男女平等参画がすすまない理由としては、推進を協議したり決定する協議の場に、女性の存在がないことにつきます。公選制でありながら徹底的な地区推薦で決められる農業委員、「一戸一組合員」制によって女性が正組合員になることが阻まれているにもかかわらず、“数値目標”が掲げられる理事や正組合員、女性自身の指導力や経営力が評価されての任命か(情報公開されない分野なので判断はつかないが)推薦基準に疑問が残る女性指導農業士等々。地域による温度差はありますが、現場では確かな障壁を感じます。障壁を取り除く努力、意識改革をしない限り、数値としての期待は望めないと思います。しかもただ目標数値を示すだけでなく、関係機関に現状把握を促し、それをどう認識し、打開していくかの具体的なスケジュールをたて、実施するように要請しなければならないと思います。“働き手”から“担い手”へ、女性農業者が成長するチャンスをつくることは、持続可能な農業を実現することでもあります。(植田委員)</p>
基本方向 6 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	
重点事項案⑫	<p>施策の方向 (1) 男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実</p> <p>事前提出時意見 ●DVという言葉については、かなり浸透してきたと思いますが、具体的にどのようなものがDVだという認識は少ないように思います。相談件数の増加と、若い人達の間でも「デートDV」による被害も増えている状況ですので、特に若い世代(高校生)に、DVについての認識を深めていただくため、学校においてDV予防講座などを行うと共に、デートDVに関する相談に応じられるように、学校関係者を対象とした研修会等も行う必要があると考えます。大人になってからのDV被害を少なくするためにも、若い世代からの啓発が重要と考えます。(長内委員)</p> <p>●「第二次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」の推進に注力する中で、民生委員・児童委員のマニュアル作成だけでなく、平成20年3月に作成した「DVに関する医療関係者の対応マニュアル」の活用状況の把握や検証を行う事で、今後の暴力の防止に関する普及啓発や被害者の保護・支援に向けた取組を実効性の高いものにして欲しい。平成20年度における配偶者暴力に関する相談件数は14,000件以上となっているがこれらはまだ、全体の数字から見ると一部に過ぎないのではないかと予想されており支援や保護に関する情報を必要としている人達へ、確実に支援情報が届くような、情報伝達の在り方を検討して欲しい。(佐藤副会長)</p> <p>●配偶者などからの暴力(DV)に苦しむ女性が、釧路根室管内でも後を絶たない。昨年度、NPO法人駆け込みシェルター釧路への相談件数は親子連れを含め14組37人。殴る蹴るなどの身体的暴力に加え経済的暴力・心理的暴力も受け、被害の実態は深刻であった。生命の危険を感じたほどの暴力にぎりぎりまで追い詰められ、助けを求めて警察署に飛び込んだ被害者ありの連絡で駆けつけ、悲惨な姿を目に当たりにした経験は何回も。しかし、子どもの父親を犯罪者(前科者)にしたくない被害者・報復を恐れて事件にしたくない被害者が多く、これでは保護命令だけを使い、逃げるしかない。加害者には罰則規定の適用もない。暴力の根絶には①DV防止法が加害者を処罰する法律として実効性のあるものにする②DV加害者教育プログラムの充実③デートDV防止講座を繰り返し実施する一が必要だと考える。以上がこの項目を選んだ理由です。(渡辺委員)</p>

第2次北海道男女平等参画基本計画平成22年度重点事項に係る事前意見及び発言内容

目標Ⅲ 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

基本方向4 相談・支援機能の充実		
重点事項案⑬	施策の方向	(1) 相談・支援機能の充実
	第2回審議会意見	◇いざとなった時に、問題を受けとめてくれる機関、民間だけでなく公で離婚問題や女性の就活問題などの相談を受け入れる機関があれば、とても助かるのではないかと思います。(宇多委員)
		◇目標Ⅱ-3-(1)に記載(梶井会長)

★その他意見

事前提出時意見 (須田委員)	●女性プラザの運営や女性協会への補助金について、その活動が男女平等参画社会の実現に資するかどうかという検証はされているのでしょうか。
第2回審議会意見	◇女性協会の法律相談事業は、普通に男女両方の相談を受けられることになっている。そもそも社会的に地位の低い女性の法律相談を実施し、不平等を正し、女性の地位を上げるため、何か助力をしようというのが男女平等参画の基本だと私は思う。普通に男女、同じように法律相談を受けれる事業を行うということであれば、弁護士会とか各自治体の法律相談事業としてやれば良いと思う。どのようにして男女平等参画社会を目指す事業をするか、補助金を出す上で、確認することが必要と思う。(須田委員)
事前提出時意見 (松田委員)	●DVにおける若者の予防啓発のために、デートDVについて、生徒・保護者への啓発資料等を配布したり、社会への広報を行う。 ●両立支援のための制度の定着促進をはかるための施策を行う。
事前提出時意見 (大野委員)	●先進国の中でも日本は女性の社会進出が最低限の現状であると聞いている。女性の雇用環境(パートが多い)の改善など多くの問題があると思う。
第2回審議会意見	◇長いスパンで考えなければならないとテーマと、この時期だからこそ集中的にやらなければならないテーマの二つの組み合わせで捉えていく方が良いと思う。(植田委員) ◇北海道で行ってほしいという施策が多く述べられているが、北海道だけで全部行えるかといえ、難しいものがあると思う。各自治体とも協力し、いろいろな施策を進めていかなければならないと感じる。デートDVの話でも学校を通じる中、対象を高校生にするのか、中学生にするのか、具体的にどこから発信していくのか、さらに、それを補うために、北海道であれば道立高校なのか、市立高校もあれば、私立の学校もある。その役割分担をどういうふうにしていかなければならないのか、そういう詳細部分をもう少し私たちが具体的にしていける方が良いと思う。(長内委員)